

会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 令和6年3月7日(木) 開会 午前 9時00分

閉会 午前11時21分

出席者 委 員 委員長 小久保 かおる

森 戸 雅 孝 大 浦 兼 政 氏 家 晃

福 富 善 明 福 田 裕 司 中 島 克 訓

傍 聴 者 小太刀 孝 之 市 村 隆 雨 宮 茂 樹

浅 野 貴 之 小 平 啓 佑 針 谷 育 造

古 沢 ちい子 大 谷 好 一 坂 東 一 敏

内 海 まさかず 青 木 一 男 松 本 喜 一

梅 澤 米 満 針 谷 正 夫 広 瀬 義 明

大阿久 岩 人 小 堀 良 江 白 石 幹 男

関 口 孫一郎

事務局職員 事務局長 白 井 一 之 議事課長 森 下 義 浩

課長補佐 佐 藤 優 主 事 齊 藤 千 明

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総合政策部長	癸生川	亘
経営管理部長	瀬下昌	宏
地域振興部長	石川交	子
消防長	上岡健	司
総合政策課長	押山好	孝
行財政改革推進課長	茅原洋	一
デジタル推進課長	宇津野薫	朗
総務人事課長	奈良部和	紀
総務人事課主幹	飯塚昭	浩
管財課長	清水孝	之
財政課長	熊倉宜	和
税務課主幹	山岸良	郎
地域振興部副部長兼 地域政策課長	高野義	宏
大平地域づくり推進課長	小島	清
都賀地域づくり推進課長	島田和	行
西方地域づくり推進課長	中田治	彦
岩舟地域づくり推進課長	堀江克	実
蔵の街課長	佐藤啓	子
スポーツ課長	小林博	己
消防総務課長	小川信	幸
消防総務課主幹	荒川浩	明
予防課長	田村秀	彦
警防課長	中村	聡
通信指令課長	本名義	人

令和6年第1回栃木市議会定例会

総務常任委員会議事日程

令和6年3月7日 午前9時開議 全員協議会室

- 日程第1 議案第26号 栃木市職員の育児休業等に関する条例及び栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第27号 栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第28号 栃木市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第29号 栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第50号 栃木市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第51号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第11号 令和5年度栃木市一般会計補正予算（第9号）（所管関係部分）
- 日程第8 議案第49号 令和5年度栃木市一般会計補正予算（第10号）（所管関係部分）
- 日程第9 陳情第1号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情

◎開会及び開議の宣告

○委員長（小久保かおる君） ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（小久保かおる君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（小久保かおる君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第26号 栃木市職員の育児休業等に関する条例及び栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

飯塚総務人事課主幹、お願いします。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） おはようございます。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、ただいま上程をいただきました議案第26号 栃木市職員の育児休業等に関する条例及び栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は22ページから25ページまで、議案説明書はその1の9ページから17ページまでとなります。まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書その1の9ページをお開きください。提案理由でございますけれども、会計年度任用職員の勤勉手当を支給するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市職員の育児休業等に関する条例及び栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、改正の概要でございます。第1項では、栃木市職員の育児休業等に関する条例について、会計年度任用職員の勤勉手当の支給に関する条文の改正を行うものでございます。

第2項では、栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、フルタイムとパートタイムの会計年度任用職員の勤勉手当の支給に関する規定を加えること等の改正を行うもの

でございます。

10ページを御覧ください。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、議案説明書の12ページ、13ページをお開きください。詳細につきましては、新旧対照表によりご説明をさせていただきます。まず、栃木市職員の育児休業等に関する条例第7条第2項では、勤勉手当の支給について会計年度任用職員を除いていたので、その箇所を削除するものでございます。

第8条につきましては、第7条で法律番号の箇所を削除しましたので、この条に法律番号を加えるものでございます。

次に、栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第2条第1項では、会計年度任用職員の給与に勤勉手当を加えるものでございます。改正案の第11条の2第1項では、フルタイムの会計年度任用職員が勤勉手当の支給要件を6月以上とすることを加えるものでございます。

第11条の2第2項につきましては、14ページ、15ページも併せてご説明いたします。フルタイムの会計年度任用職員の当初の任用契約が6月未満であっても、任用期間の変更により合計が6月以上になった場合は、支給要件を満たす職員とみなすものを加えるものでございます。

第11条の2第3項では、フルタイムの会計年度任用職員の6月の勤勉手当の支給に当たり、前年度から引き続き任用されており、当初の任用の契約が6月未満であっても、前年度の末日を含む期間が合計で6月以上になった場合は、支給要件を満たす職員とみなすことを加えるものでございます。

次に、第21条では、期末手当と同様に1週間当たりの勤務時間が著しく少ないこととするパートタイムの会計年度任用職員には、勤勉手当を支給しないこととするので、この条においての字句を削除するものでございます。

第21条の2第1項では、パートタイムの会計年度任用職員について勤勉手当の支給要件を6月以上とすることを加えるものでございます。また、パートタイムの会計年度任用職員の報酬が月により金額が違ふことがあることから、基準日の報酬額を基準額とはせず、在職期間月の平均額を基準額とすることを加えるものでございます。

第21条の2の第2項では、16ページと17ページも併せてご説明をいたします。パートタイムの会計年度任用職員の当初の任用契約が6月未満であっても、任用期間の変更があつて合計が6月以上になった場合は、支給要件を満たす職員とみなすことを加えるものでございます。

第21条の2第3項では、パートタイムの会計年度任用職員の6月の勤勉手当の支給に当たり、前年度から引き続き任用されており、当初の任用の契約が6月未満であっても、前年度の末日を含む期間が6月以上になった場合は、支給要件を満たす職員とみなすことを加えるものでございます。

次に、議案書によりご説明を申し上げます。議案書の22ページをお開きください。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただきます。

次に、23ページから25ページを御覧ください。改正文でございますけれども、内容につきましては、ただいま新旧対照表によりご説明いたしましたので、附則についてご説明をいたします。附則につきましては、令和6年4月1日から施行いたしたいというものでございます。

説明は以上となります。ご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありませんか。

福田委員。

○委員（福田裕司君） おはようございます。説明ありがとうございます。

この議案第26号に関しましては、会計年度任用職員ですとか、パートタイム会計年度任用職員の処遇改善なのではないかなと思います。それで、大変いいことだなというふうに思っているのですが、例えば勤勉手当が今度つくということなのですけれども、その成績査定分というか考課査定というのは、職員さんでいえば4段階だと理解しているのですけれども、それと同じなのでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） ご説明いたします。

委員のおっしゃるとおり、基本的にはそこは考課査定をやっていく方向でございます。ただ、会計年度任用職員の業務に対しては、正職と同じようにやっていきたいと考えてございますけれども、現状、具体的には今やっています。人事評価やってございますけれども、査定に反映できるような人事評価とは今の段階では認められませんので、試行も含めて来年度から実施していきたいと思っております。

○委員長（小久保かおる君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） まさにそのとおりで、答弁ございましたように、自己評価も付しますし、評価ってやっぱり他人がするものなのですよ。私は一生懸命やっていると言っても、それが認められないというのは、仕事の励みにも通ずるところなので、その人事評価もこういう勤勉手当がつくということなので、やっぱり明るみに出して周知をぜひさせていただきたいなというのが思いでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一点いいですか。

○委員長（小久保かおる君） 要望、はい。

○委員（福田裕司君） 要望させていただきます。

それと、これ4月1日に施行ということなのですけれども、例えば施行されたときに想定される予算の概算はどれくらい見込んでいるのかお教え願ひたいと思ひます。

○委員長（小久保かおる君） 飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） 勤勉手当予算額につきましては、年間で約2億3,900万円を予定

してございます。2億3,900万円でございます。の増額という形になります。

○委員長（小久保かおる君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第26号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第26号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） 次に、日程第2、議案第27号 栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） それでは、ただいまご上程をいただきました議案第27号 栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は26ページから28ページまで、議案説明書はその1の18ページから23ページまでとなります。まず、議案説明書によりご説明を申し上げます。議案説明書その1の18ページをお開きください。提案理由でございますけれども、建築主事の業務に従事する職員の特殊勤務手当並びに感染症等防疫作業に係る特殊勤務手当の支給に関する所要の改正を行う必要が生じたため、本条例の一部を改正することにつきまして議会の議決をお願いするものでございます。

次に、改正の概要でございます。第1項では、建築主事の業務に従事する職員の特殊勤務手当を加えるものでございます。

第2項では、感染症等防疫作業に係る特殊勤務手当の支給対象となる家畜伝染病の種類及び特殊

勤務手当額の上限を改正するものでございます。

第3項では、建築主事の業務に従事する職員に特殊勤務手当の規定を加えるものでございます。

第4項では、附則に感染症等防疫作業に係る特殊勤務手当の特例を適用する感染症を改正するものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、20ページ、21ページをお開きください。詳細につきましては、新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

まず、第3条でございますけれども、特殊勤務手当の種類に建築主事の業務に従事する職員の特殊勤務手当を加えるものでございます。

第4条第1項第2号では、特定していた家畜伝染病の種類を削除すること、また「家畜伝染病菌」を「家畜伝染病の病原体」に表現を改めるものでございます。

次に、改正条例の第8条第1項では、建築主事の業務に従事する職員の特殊勤務手当の支給要件及び同第8条第2項の手当額の上限の規定を加えるものでございます。

改正前の8条、9条では、改正条例で第8条が加わったために、第9条、第10条に改正するものでございます。

附則第5項では、「新型コロナウイルス感染症」を「特定新型インフルエンザ等」に改正するものであります。

次に、議案書によりご説明を申し上げますので、議案書26ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明は省略させていただきます。

次に、27ページ、28ページを御覧ください。改正文でございますけれども、内容につきましては、ただいま新旧対照表によりご説明をさせていただきましたので、附則についてご説明をいたします。

28ページを御覧ください。第1項では、この条例は、令和6年4月1日から施行したいというものでございます。

第2項では、本条例の改正後において支給事由が生じた日が改正前の場合は、改正前の規定により支給するというものでございます。

説明については以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありますか。

大浦委員。

○委員（大浦兼政君） すみません。建築主事の特殊勤務というものを具体的に今教えていただきたいのと、あと最近の事例で何があったのか教えていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） どういうものかというお答えを申し上げます。

建築基準法の中で許認可をやっていますので、そのやる方は一応建築主事という形になってございます。建築主事の方は、建築技師、1級建築士の資格を取得して2年以上の実務経験を積んで、建築基準適合判定資格検査に合格した方を市長から建築主事という形で任命をしてございます。そういう方が携わる業務でございます。大体件数的には、確認申請で大体年間223件とか、そういうのが令和4年度でやってございます。ちょっと内容につきましては、そこまではうちも分からなくて、建築指導課のほうでやってございます。

○委員長（小久保かおる君） 大浦委員。

○委員（大浦兼政君） 今のが建築主事のほうの特殊勤務手当。いろいろネットで見ますと、高所作業であったり、例えばご遺体の処理とか、もしかするとそういうのもあるのかもしれませんが、取りあえず次の特定、感染症というものの最近の例、メールにもあったものかと思いますが、一応その説明もお願いいたします。どういったものがあって、現在どういうものが発生したのか。

○委員長（小久保かおる君） 飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） 最近の例といたしますと、昨年度、那須塩原市のほうであった豚熱の処理で、基本的には県が主体となってやってございますけれども、各市町の動員とかで行って、圃場内に入って豚舎内とかを清掃するとか、殺処分に対して獣医の先生と一緒にやるというときに、その手当を出すということでございます。

○委員長（小久保かおる君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第27号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第27号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） 次に、日程第3、議案第28号 栃木市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

奈良部総務人事課長。

○総務人事課長（奈良部和紀君） それでは、よろしくお願いいたします。

ただいまご上程をいただきました議案第28号 栃木市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は29、30ページ、議案説明書はその1の24ページから27ページまでとなります。

初めに、議案説明書によりご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、議案説明書の24ページを御覧ください。提案理由であります、令和6年4月1日からの組織改編に当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市子ども・子育て会議条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

改正の概要につきましては記載のとおりでございますが、詳細につきましては新旧対照表により説明をさせていただきます。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明させていただきますので、26ページ、27ページを御覧ください。左のページが現行、右のページが改正案となります。第7条であります、子ども・子育て会議の庶務について、「子育て支援課」を「子育て総務課」に改めるものでございます。

次に、議案書によりご説明を申し上げますので、議案書の29ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので説明を省略させていただきます、次の30ページを御覧ください。改正文であります、内容につきましては先ほど新旧対照表によりご説明をさせていただきましたので、附則についてご説明いたします。

この条例は、令和6年4月1日から施行するというものでございます。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありますか。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 単純なところなのですが、課の名称、要するに子育て支援課から総務課にしたということなのですがけれども、理由というのをちょっと知りたいのですがけれども、よろしくお願いいたします。

○委員長（小久保かおる君） 奈良部総務人事課長。

○総務人事課長（奈良部和紀君） お答え申し上げます。

現在、子育て支援課ということで、子育て関係の統括に関する部分と、あと相談関係の部分の両方担っておりまして、そのうち相談関係は来年新たにできます子ども家庭センターのほうに移管になります。ということで、子供関係の総括をする部分だけが、その課に残ることになりますので、総括部分を担うということで名称のほうは子育て総務課というような名称にさせていただいたところでございます。

○委員長（小久保かおる君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） そうしますと、名称の変更に伴って業務の内容なんかも若干変わるのですね。というか、変わると思うのですけれども、そこについて変更を含めて業務内容がどのようになるのかご説明いただきたいと思います。

○委員長（小久保かおる君） 奈良部総務人事課長。

○総務人事課長（奈良部和紀君） 先ほどもご説明させていただいたところではあるのですが、基本的には相談業務が子ども家庭センターのほうに移るとということで、それ以外に関しましては、現在やっているものが引き継がれるというか、そのまんまというようなところで、特に新たに入るといようなところは特に大きなものはございません。

○委員長（小久保かおる君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） では、併せまして配置人員の変更なんかはどのようになるのか教えてください。

○委員長（小久保かおる君） 飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） 配置人員につきましては、人事のほうでちょっと異動をやっている、ある程度今のベースに組み立ててございます。具体的な人数でございませうか。

○委員長（小久保かおる君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 今お聞きしたかったのは、その相談業務というのが極端な話、今度なくなるということなので、その分ちょっと人員削減になるのかななんて単純に考えたのですけれども。

○委員長（小久保かおる君） 飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） 子ども家庭センターの業務につきましては、子どもサポートセンターとか増進課のほうになります……子ども包括支援センターという職員が、そちらと合わさった形になりますので、基本的には変わらない。ただ、専門職につきましては、臨時、非常勤職員も雇いますので、総数はちょっと分からない状況でございませう。

○委員長（小久保かおる君） 詳しいことになると、ちょっと所管外になりますので。

福田委員。

○委員（福田裕司君） では、人員は、基本的には変わりなくやるということの理解でよろしいのでしょうか。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） 基本的には、そのように務めたいと思っております。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第28号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第28号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） 次に、日程第4、議案第29号 栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

奈良部総務人事課長。

○総務人事課長（奈良部和紀君） ただいまご上程をいただきました議案第29号 栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は31、32ページ、議案説明書はその1の28ページから31ページとなります。初めに、議案説明書によりご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、議案説明書の28ページを御覧ください。提案理由であります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市行政手続における個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

改正の概要につきましては記載のとおりであります。詳細につきましては新旧対照表によりご説明させていただきます。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、改正の内容につきまして、新旧対照表により説明させていただきますので、30ページ、31ペ

ページを御覧ください。左のページが現行、右のページが改正案となります。先に下の第4条について説明させていただきますが、番号利用法の改正により、法律の別表第2が削除されたことに伴いまして、第1項及び第3項におきまして、法別表第2の第2欄に掲げる事務を特定個人番号利用事務に、第3項におきまして同表の第4欄に掲げる特定個人情報を利用特定個人情報にそれぞれ改めるものでございまして、その上の第2条につきましては定義を規定しておりますけれども、第5号として特定個人番号利用事務を、第6号として利用特定個人情報を加えるものでございます。

第2条第5号の特定個人番号利用事務につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に規定されているものでございまして、その内容といたしましては、法別表の下欄の個人番号が利用できる事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令に定めるものというものでございます。

また、第6号の利用特定個人情報につきましては、同法律第19条第8号に規定されているものでございまして、その内容といたしましては、特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるものというものでございます。

次に、議案書により説明を申し上げますので、議案書の31ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただきます。次の32ページを御覧ください。改正文であります。内容につきましては先ほど新旧対照表によりご説明をさせていただきましたので、附則につきましてご説明いたします。

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行とするというものであります。法律の施行の日であります。改正法の公布日が令和5年6月9日でありまして、その日から起算して1年3か月を超えない範囲において政令を定める日となっております。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありませんか。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 改めてとなりますけれども、特定個人番号の利用業務に対しましての使用用途というのは何なのでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 奈良部総務人事課長。

○総務人事課長（奈良部和紀君） 法律の改正前までですと社会保障と税関係、それから災害対策、その3つの分野に限られていたところでございますが、このたびの改正に伴いまして、それ以外の行政事務の分野においても利用できるというような改正になったところでございます。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑はありませんか。

福田委員。

○委員（福田裕司君） では、また改めて確認の意味で質問させていただくのですが、やっぱり特定個人情報を取り扱う際の注意点と申しますか、その辺をちょっとお聞きしたいのですけれども。

○委員長（小久保かおる君） 奈良部総務人事課長。

○総務人事課長（奈良部和紀君） こちらにつきましては、いわゆるマイナンバーということで一般に知られているところかと思っておりますけれども、情報の漏えいといいますか、その辺りが一番問題になってくるところでございますので、その辺りについてかなり注意を持って事務に当たると申すのが重要かと思っております。

○委員長（小久保かおる君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 栃木市においては、それはもう専属でやられている方がいらっしゃるという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 奈良部総務人事課長。

○総務人事課長（奈良部和紀君） そちらにつきましては、取扱い従事者ということで職員のほうを特定いたしまして、その者に関しましては研修を行うとかということで、知識を十分持っていた上で事務に当たると申すことでやっているところでございます。

○委員長（小久保かおる君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第29号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〔福富善明委員出席〕

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） 次に、日程第5、議案第50号 栃木市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） それでは、ただいまご上程をいただきました議案第50号 栃木市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は、追加議案書及び追加議案説明書の1ページから2ページまで、議案説明書は3ページから8ページまででございます。まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、3ページをお開きください。提案理由でございますが、岩舟総合運動公園サッカー専用スタジアム設置に係る固定資産税及び公園使用料の免除決定過程における慎重さの欠如、庁議での議論不足及び反対意見への対応不足に対する責任を明らかにするため、栃木市長及び副市長の給与を減額するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、本条例の一部を改正することにつきまして議会の議決をお願いするものでございます。

次に、改正の概要でございます。令和6年4月1日から令和6年9月30日までの間、市長及び副市長の給与の減額の特例を設けるため、所要の改正を行うものでございます。

次の参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、4ページ、5ページをお開きください。詳細につきましては、新旧対照表によりご説明をさせていただきます。本条例の附則の第3項2、令和6年4月1日から令和6年9月30日までの間、市長及び副市長の給与を「100分の10」を減額するとしていたところを「100分の30」の減額とするための規定を加えるものでございます。

次に、議案書によりご説明をいたします。1ページをお開きください。こちらは制定文となります。説明は省略させていただきます。

次に、2ページを御覧ください。改正文でございますけれども、内容につきましてはただいま新旧対照表によりご説明させていただきましたので、附則についてご説明をいたします。この条例は、公布の日から施行したいというものでございます。

説明は以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありますか。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 説明ありがとうございました。4月1日から9月30日まで100分の30の減額ということで、市長と副市長がそれぞれトータルして幾らの削減になるのか、具体的な金額のほうをお答えいただきたいと思います。

○委員長（小久保かおる君） 飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） お答え申し上げます。

では、具体的には10%が20%増えまして、その20%分を申し上げます。合計で312万2,000円でございます。よろしいですか。

○委員長（小久保かおる君） よろしいですか。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） それと、4月1日から9月30日までということで、9月30日、10月1日から、そこからは元の100分の10に戻るという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） そのとおりでございます。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑はありませんか。

大浦委員。

○委員（大浦兼政君） 少し確認させていただきます。仮のお話をさせていただきますが、例えば今、大川市長が2期目ということでございますが、これを決断したときの1期目が例えば別の市長だった場合、今の川市長が責任を取るということはないと思っておりますが、もし違っていた場合の仮定ですが、その考えをまず最初聞かせていただきます。そうしたら責任を取る必要はないと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 瀬下経営管理部長。

○経営管理部長（瀬下昌宏君） 今回の給与の減額につきましては、サッカースタジアムの提案理由のほうで申し上げましたとおり、サッカースタジアムの設置に係ります税と使用料の決定過程における慎重さの欠如等を理由として減額するものでございますので、その責任を明らかにすることによって減額するものでございます。

そのときに市長であったかどうかとか、そういったことに関して市長のほうでどういう思いがあったのかということに関しましては、ちょっと私のほうでも推しはかることはできませんけれども、あくまで今回、市民の方等に対して説明不足等があったといった部分に関して責任を取るというのが今回の減額の趣旨であるというふうに考えております。

○委員長（小久保かおる君） 大浦委員。

○委員（大浦兼政君） それは分かっておりました。何が言いたいかと申しますと、まず副市長がこの責任を取るまず一番の理由というものと、ほかの部長をはじめ皆さんがどういう考えなのか、そしてこれで本当にちゃんちゃん終わすつもりなのか。私たちは、議会のほうも昨日の代表者会議である程度めどが立ったというふうな感じで私は感じているのですが、今後に影響してくるもので、そこら辺のお考え、なぜ副市長もこれを決断したのかをもう一度確認させていただきます。

○委員長（小久保かおる君） 瀬下経営管理部長。

○経営管理部長（瀬下昌宏君） 市長に併せて副市長のほうも減額をするということに関しましては、庁議での議論不足ですとか対応不足等については、市長と共に行政執行に当たる者として併せて責任を取るといような形で判断されたものと考えております。

また、その他の意思決定等に関わってきた多くの者につきましても、検証報告書の中で今後の改善点ということをお示ししておりますけれども、そういった点を十分踏まえて、今後の行政執行にしっかりと当たってまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） 大浦委員。

○委員（大浦兼政君） 分かりました。再発防止も含め、議会もこれから一丸となってやっていくと信じていますので、取りあえず行動で示していただきながら、何においても給与を下げればそれでいいのだという考えは、私はあんまり好きではありませんので、それは要望というか、苦言を呈させていただきます、意見は終わりにします。よろしくお願いします。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第50号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第50号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ち願います。

〔執行部退席〕

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） 次に、日程第6、議案第51号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

熊倉財政課長。

○財政課長（熊倉宜和君） ただいまご上程をいただきました議案第51号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明をいたします。

追加議案書及び追加議案説明書は、6ページから25ページであります。まず、9ページを御覧ください。提案理由であります。航空写真及び地積修正編纂図付き航空写真の写しを公簿等の写しの交付申請により交付するに当たり、並びに建築基準法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市手数料条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、改正の概要であります。1として、航空写真及び地積修正編纂図付き航空写真の写しの交付に係る手数料を定めること。（別表第1関係）

2として、既存不適格建築物について大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合における接道義務の適用除外及び道路内建築制限の適用除外に係る認定に係る手数料を定め、引用法令の題名を改めること。（別表第2関係）

3として、貯蔵所の設置の許可に係る手数料を改めること。（別表第4関係）であります。

次の参照条文は省略させていただきます。詳細につきましては新旧対照表によりご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開きください。最初に、別表第1関係ですが、改正の目的としましては、航空写真及び地積修正編纂図付き航空写真の写しにつきましては、現在、情報公開請求により交付し、実費負担として公文書複写料、1面につき20円を徴収していますが、一方で同じ課税資料である地積修正編纂図の写しについては、公簿等の写しの交付申請により交付し、交付手数料1枚につき300円を徴収しており、異なる取扱いとなっていることから、申請者が負担する費用の額及び交付に要する日数に大きな差が生じております。このため申請者の費用負担の公平性の確保及び利便性の向上を図るため、航空写真及び地積修正編纂図付き航空写真の写しの公簿等のうちの交付に係る手数料を定めるものであります。

別表第1関係の改正内容は、10ページ、上段の現行から11ページの改正案のアンダーライン箇所のとおり、20の項の次に21の項として航空写真又は地積修正編纂図付き航空写真の写しの交付、1枚につき600円を追加し、現行の21項以下を繰り下げるものであります。

続いて、その下、別表第2関係ですが、改正の目的としましては、建築基準法及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、接道義務の既存不適格建築物又は道路内建築制限の既存不適格建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合における制限が緩和されたことから、これらをする場合における接道義務の適用除外及び道路内建築制限の適用除外に係る認定に係る手数料を定めるもの並びに引用法令の題名を改めるものであります。

別表第2関係の改正内容は、まず10ページ中段の現行から11ページの改正案のアンダーライン箇

所のとおり、39の7の項の次に39の8の項として建築基準法施行令第137条の12第6項の規定に基づく認定、建築物の敷地と道路との関係に関する制限の既存不適格建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合における当該制限の適用除外に係る認定申請手数料2万7,000円、その次に39の9の項として建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく認定、道路内における建築に関する制限の既存不適格建築物について大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合における当該制限の適用除外に係る認定申請手数料2万7,000円を追加し、現行の39の8の項を繰り下げるとともに、字句の整理を行うものであります。

次に、12ページ、13ページをお開きください。44の項、左から2列目の手数料の名称及び区分、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料につきましては、下段のアンダーライン箇所のとおり、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の題名が、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改められたことから、引用法令の題名を改めるものであります。

以降、次の14ページ、15ページの47の項から、少し飛びまして20ページ、21ページの52の項までにつきましては、44の項と同様に、アンダーライン箇所のとおり引用法令の題名を改めるもの及び字句の整理を行うものであります。

続いて、その下、別表第4関係ですが、改正の目的としましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、消防法に基づく貯蔵所の設置の許可に係る手数料の標準額が改定されたことに伴い、当該許可に係る手数料を改めるものであります。

別表第4関係の改正内容は、20ページ下段の左から3列目の手数料の金額欄のオ、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査について、次に掲げる浮き屋根式及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とするもので、次の22ページ、23ページの(1)危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満から、次の24ページ、25ページの(8)危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上まで、アンダーライン箇所のとおり金額を改めるものであります。

次に、戻りまして6ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明は省略させていただきます。7ページを御覧ください。7ページから次の8ページは、改正文となります。先ほど新旧対照表にて説明させていただいた内容となりますので、同じく省略させていただきます。8ページ下段の附則を御覧ください。

附則でございますが、施行期日といたしまして、この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1中41の項を42の項とし、21の項から40の項までは1項ずつ繰り下げ、20の項の次に1項を加える改正規定は、令和6年7月1日から施行するというものであります。

以上で栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第51号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第51号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（小久保かおる君） ここで暫時休憩をいたします。

（午前 9時59分）

○委員長（小久保かおる君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時15分）

◎発言の訂正

○委員長（小久保かおる君） 先ほど大浦委員への答弁に関しまして、執行部より発言の申出がありますので、これを許します。

飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） 先ほどの特殊勤務手当の一部改正のときに、豚熱の発生の市の名前が間違っていましたので、訂正いたします。

「那須塩原市」といいましたが、「那須烏山市」に訂正でございます。お願いします。

◎議案第11号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） 次に、日程第7、議案第11号 令和5年度栃木市一般会計補正予算（第9号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

熊倉財政課長。

○財政課長（熊倉宜和君） ただいまご上程をいただきました議案第11号 令和5年度栃木市一般会計補正予算（第9号）についてご説明いたします。

補正予算書の3ページをお開きください。令和5年度栃木市の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,283万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ816億293万1,000円とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

繰越明許費の補正は第2条、繰越明許費の追加は第2表、繰越明許費補正によるというものであります。

地方債の補正は第3条、地方債の変更は第3表、地方債補正によるというものであります。

次に、4ページ、5ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。4ページ、5ページが歳入、次の6ページが歳出となっております。所管関係部分の内容につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に、7ページを御覧ください。第2表、繰越明許費補正（追加）であります。所管関係部分は、次の8ページを飛ばしまして9ページをお開きください。上から7行目の9款1項高機能消防指令センター総合整備事業であります。消防庁舎整備事業との調整により、年度内の完了が困難となったことから、繰越しをさせていただくものであります。

次に、下から2行目の10款4項伝建地区拠点施設整備事業であります。拠点施設内の伝統的建造物の調査業務において、特殊な構造計算を行う必要が生じ、年度内の完了が困難となったことから、繰越しをさせていただくものであります。

次に、10ページ、11ページをお開きください。第3表、地方債補正（変更）であります。10ページが補正前、次の11ページが補正後となっております。補正前の起債の目的欄1項目め、体育施設整備事業から最後の中学校施設整備事業までの計14件について、起債の限度額を補正後のとおり変更させていただくものであります。

詳細につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、変更ございません。

次に、少し飛びまして43ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表であります。43ページが歳入、次の44、45ページが歳出となっております。ここでの説明は省略させていただき、引き続き歳入の所管関係部分について説明をさせていただきますので、46ページ、47ペ

ージをお開きください。

2款2項1目1節自動車重量譲与税は、補正額1,750万円の増額であります。説明欄の自動車重量譲与税につきましては、これまでの交付実績などを踏まえ増額補正するものであります。

次に、4款1項1目1節配当割交付金は、補正額3,500万円の減額であります。説明欄の配当割交付金につきましては、自動車重量譲与税と同様、これまでの交付実績などを踏まえ減額補正するものであります。

次に、6款1項1目1節法人事業税交付金は、補正額1,600万円の増額であります。説明欄の法人事業税交付金につきましては、他の交付金と同様、これまでの交付実績などを踏まえ増額補正するものであります。

次に、7款1項1目1節地方消費税交付金は、補正額8,000万円の減額であります。説明欄の地方消費税交付金及び地方消費税交付金（社会保障財源化分）につきましては、他の交付金と同様、これまでの交付実績などを踏まえ減額補正するものであります。

次に、48ページ、49ページをお開きください。9款1項1目1節環境性能割交付金は、補正額1,750万円の増額であります。説明欄の環境性能割交付金につきましては、他の交付金と同様、これまでの交付実績などを踏まえ増額補正するものであります。

次に、11款1項1目1節地方交付税は、補正額4億5,490万8,000円の増額であります。説明欄の普通交付税及び特別交付税につきましては、国の補正予算による臨時費目の追加及び、これまでの交付実績などを踏まえ増額補正するものであります。

次に、1段飛びまして2つ目の14款2項7目1節消防手数料は、補正額100万円の減額であります。説明欄の危険物施設設置許可等手数料につきましては、当初想定を下回る見込みであるため、減額補正するものであります。

次に、少し飛びまして52ページ、53ページをお開きください。一番上の15款2項4目2節都市計画費補助金は、補正額51万9,000円の増額であります。説明欄の街なみ環境整備事業補助金につきましては、歴史まちづくり事業費に対する補助金であります。補助金の再配分に伴い増額補正するものであります。

次に、1つ飛びまして5目1節消防費補助金は、補正額243万2,000円の増額であります。説明欄の消防防災施設整備費補助金につきましては、高機能消防指令センター総合整備事業費に対する補助金であります。当初想定を上回る見込みであるため、増額補正するものであります。

次の緊急消防援助隊設備整備費補助金につきましては、高規格救急自動車購入事業費に対する補助金であります。当初想定を下回る見込みであるため、減額補正するものであります。

次に、2つ飛びまして6目4節社会教育費補助金は、補正額600万円の減額であります。説明欄の伝統的建造物群基盤強化事業費補助金につきましては、伝統的建造物群保存事業費に対する補助金であります。補助を予定した1棟について今年度中の実施が困難となったことに伴い、減額補

正するものであります。

次に、54ページ、55ページをお開きください。一番上の16款2項1目1節総務管理費補助金は、補正額45万円の増額であります。説明欄のわがまちつながり構築事業交付金につきましては、歌麿を活かしたまちづくり事業費に対する補助金であります。歌麿を活かしたまちづくり協議会に対して交付決定があったことに伴い、増額補正するものであります。

次に、2段目の17款1項2目1節利子及び配当金は、補正額51万円の減額であります。説明欄の公共施設整備等基金利子につきましては、金利低下等により基金利子の減が見込まれるため、減額補正するものであります。

次に、56ページ、57ページをお開きください。1段目の17款2項1目1節土地売払収入は、補正額1億1,694万4,000円の増額であります。説明欄の市有土地売払収入（管財課）につきましては、東京都大田区地内市有地の売払収入が見込まれるため、増額補正するものであります。

次に、2段飛びまして19款2項1目1節財政調整基金繰入金は、補正額4,160万5,000円の減額であります。説明欄の財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整のため、基金からの繰入れを減額補正するものであります。

次に、2目1節減債基金繰入金は、補正額5,000万円の減額であります。説明欄の減債基金繰入金につきましては、償還のため、組み入れた額に不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次に、58ページ、59ページをお開きください。一番上の4目1節スポーツ振興基金繰入金は、補正額139万9,000円の減額であります。説明欄のスポーツ振興基金繰入金につきましては、運動場夜間照明施設更新事業費等における事業費が確定したため、減額補正するものであります。

次に、1つ飛びまして11目1節ふるさと整備事業基金繰入金は、補正額184万8,000円の減額であります。説明欄のふるさと整備事業基金繰入金につきましては、西方公民館施設整備事業費等における事業費が確定したため、減額補正するものであります。

次に、16目1節ふるさと応援基金繰入金は、補正額1,695万5,000円の減額であります。説明欄のふるさと応援基金繰入金につきましては、充当事業の事業費の確定及び一部事業において国庫補助事業になったことに伴い、財源をふるさと応援基金から一般財源に振り替えるため減額補正するものであります。

次に、3つ飛びまして26目1節公共施設整備等基金繰入金は、補正額774万4,000円の減額であります。説明欄の公共施設整備等基金繰入金につきましては、処分可能財産売払事業費に充当していますが、旧国府地区公民館解体事業費が確定したため、減額補正するものであります。

次に、1段飛びまして21款4項4目2節雑入は、補正額7,236万4,000円の増額であります。説明欄の公衆電話使用料等（管財課）、都内市有地借地権譲渡承諾料につきましては、東京都大田区及び渋谷区地内の市有地において、借地権の譲渡承諾料が発生したため、増額補正するものであります。

す。

次に、60ページ、61ページをお開きください。1行目の北部健康福祉センター電気料等（西方地域づくり推進課）につきましては、西方総合支所庁舎管理費の光熱水費が当初想定を下回り、北部健康福祉センターの指定管理者から徴収する負担分の減が見込まれるため、減額補正するものであります。

次の大会参加者負担金等（スポーツ課）につきましては、少年スキー教室の事業内容を変更したことに伴い、参加者負担金の減が見込まれるため、減額補正するものであります。

2つ飛びまして、次の消防団員福祉共済事務費等（消防総務課）につきましては、当初財源として見込んでいた消防団員安全装備品整備等助成事業助成金が不採択となったため、減額補正するものであります。

次に、22款1項市債であります。市債につきましては説明欄にありますように、市債の種類ごとに細かく分類され、数も多くございます。そのため各項目の説明内容を追加資料として別紙にまとめさせていただきましたので、恐れ入りますがお手元のタブレットにあります令和5年度一般会計補正予算（第9号）22款1項市債資料という資料も併せて御覧ください。

市債につきましては、予算書60ページ、61ページ、1目1節総務管理債から次の62ページ、63ページの8目3節中学校債まで説明欄で29項目ございますが、合計で1億860万円を減額補正させていただきたいというものであります。各項目の説明につきましては、追加資料に記載のとおり、各事業費の増減や財源の変更等により補正させていただくものとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で歳入の所管関係部分についての説明を終了いたします。

引き続き歳出の所管関係部分について説明をさせていただきますので、64ページ、65ページをお開きください。2款1項1目一般管理費は、補正額222万円の減額であります。説明欄の会計年度任用職員人件費（蔵の街課）につきましては、地域おこし協力隊員の育児休業期間中の不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次に、3目財政管理費は、補正額1億9,241万6,000円の増額であります。説明欄の減債基金積立金につきましては、本年度の普通交付税再算定において、臨時財政対策債償還基金費が措置されたため、増額補正するものであります。

次に、5目財産管理費は、補正額10億3,905万1,000円の増額であります。説明欄の公共施設整備等基金積立金につきましては、土地売却収入等が見込まれるため、また市有施設の老朽化により大規模改修工事等の増加が見込まれ、その財源を確保するため、増額補正するものであります。

次の庁舎建設基金積立金につきましては、令和3年度の取崩額が多く、戻入れのため増額補正するものであります。

次の大澤基金積立金につきましては、基金に属する土地の売却及び借地権譲渡承諾が発生したた

め、増額補正するものであります。

次に、6目企画費は、補正額950万円の減額であります。説明欄のマイナンバーカード普及事業費につきましては、郵便局申請支援業務においては、当初想定した件数に達しない見込みとなったため、及び個別出張申請受付業務においては、入札による執行残が発生し、不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次に、7目支所及び出張所費は、補正額350万円の減額であります。説明欄の西方総合支所庁舎管理費につきましては、光熱水費において不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次に、10目情報システム管理費は、補正額2,616万3,000円の減額であります。説明欄の情報端末管理費からその下4つ目の情報系サーバ管理費までの5事業につきましては、事業内容の見直し及び入札に伴う執行残などにより不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次に、11目地域づくり費は、補正額100万円の減額であります。説明欄のおおひら産業祭開催事業費につきましては、産業祭の開催を中止したことにより不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次に、12目庁舎整備費は、補正額500万円の減額であります。説明欄の地域施設再編モデル総合支所複合化整備事業費（都賀）につきましては、附帯工事の内容を精査し、不用額が見込まれるため減額補正するものであります。

次に、13目公民館費は、補正額300万4,000円の減額であります。説明欄の西方公民館施設整備事業費及び次の岩舟地域公民館施設整備事業費につきましては、西方公民館屋外階段改修工事、岩舟公民館屋上防水改修工事において、事業費の確定による不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次に、14目体育費は、補正額349万6,000円の減額であります。説明欄の生涯スポーツ振興事業費（大平）につきましては、マラソン大会の中止及び体育祭の内容見直しによる不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次の少年スポーツ振興事業費につきましては、スキー教室の内容変更により不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次に、15目体育施設費は、補正額1,549万9,000円の減額であります。説明欄の岩舟体育館耐震化改修事業費及び次の運動場夜間照明施設更新事業費につきましては、岩舟体育館耐震化実施設計業務委託、東陽中学校夜間照明更新工事において事業費の確定による不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次に、66ページ、67ページをお開きください。16目諸費は、補正額1,748万4,000円の減額であります。説明欄の水道非加入世帯生活支援臨時給付金支給事業費につきましては、事業費の確定に伴い不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次に、68ページ、69ページをお開きください。2款2項1目税務総務費は、補正額50万円の減額

であります。説明欄の会計年度任用職員共済費につきましては、今後、雇用する見込みがないため、減額補正するものであります。

次に、少し飛びまして92ページ、93ページをお開きください。一番下の8款4項5目まちづくり事業費は、補正額ゼロ円であります。説明欄に記載はございませんが、歴史まちづくり事業費につきまして国庫補助金の再配分に伴い、財源内訳欄にありますように、国庫支出金に財源を振り替えるため、補正するものであります。

次に、少し飛びまして96ページ、97ページをお開きください。9款1項1目常備消防費は、補正額ゼロ円であります。説明欄に記載はございませんが、消防本部管理費につきまして特定財源として見込んでいた危険物施設設置許可等手数料が当初想定を下回る見込みであるため、財源内訳欄にありますように一般財源に財源を振り替えるため、補正するものであります。

次に、2目非常備消防費は、補正額2,280万9,000円の減額であります。説明欄の消防団員装備品整備事業費につきましては、当初財源として見込んでいた消防団員安全装備品整備等助成事業助成金が不採択となったため、減額補正するものであります。

次の消防団員人件費につきましては、出勤回数が当初想定を下回る見込みとなったため、減額補正するものであります。

次に、3目消防施設費は、補正額8,506万4,000円の減額であります。説明欄の消防団機械器具置場等整備事業費につきましては、解体工事設計の精査等により不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次の消防庁舎整備事業費及びその次の北部分署整備事業費、その次の高規格救急自動車購入事業費につきましては、入札に伴う執行残等により不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次に、少し飛びまして104ページ、105ページをお開きください。10款4項3目文化財保護費は、補正額4,919万円の減額であります。説明欄の伝建地区拠点施設整備事業費につきましては、拠点施設内の煙突の調査に係る費用に不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次の伝統的建造物群保存事業費につきましては、伝統的建造物の修理補助事業におきまして補助を予定していた1棟について、今年度中の実施が困難となったことに伴い、減額補正するものであります。

次に、106ページ、107ページをお開きください。12款1項1目元金は、補正額5,000万円の減額であります。説明欄の市債償還元金につきましては、不用額が見込まれるため減額補正するものであります。

以上をもちまして、令和5年度栃木市一般会計補正予算（第9号）に係る所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

大浦委員。

○委員（大浦兼政君） まず、9ページの伝建地区拠点整備事業費、もう一度、ごめんなさい。説明をお願いいたします。

○委員長（小久保かおる君） 佐藤蔵の街課長。

○蔵の街課長（佐藤啓子君） お答えいたします。

こちらは拠点施設内の伝統的建造物の調査業務なのですがすけれども、特殊な構造計算を行う必要が生じたので、年度内の完了が困難となったということでございます。

○委員長（小久保かおる君） 大浦委員。

○委員（大浦兼政君） 具体的にどの場所が、どういう計算というか、どの場所がどうなったのかお願いします。

○委員長（小久保かおる君） 佐藤蔵の街課長。

○蔵の街課長（佐藤啓子君） お答えいたします。

伝建地区の北側の土蔵3棟でございます。こちらはもちろん古い建物でございますので、建物調査や基本設計などを実施する予定でございましたが、その整備に当たりまして構造の専門家などでやっていらっしゃる専門者会議を設置しておりますが、その座長に確認しましたところ、伝統的建造物の構造検査が必要だというようなことのアドバイスを頂戴しました。そのため、できる事業者を選定する時間を要したことから、その選定に時間がかかってしまったというのが理由でございます。

○委員長（小久保かおる君） 大浦委員。

○委員（大浦兼政君） すみません。当初の予定より遅れているような感じもしますが、全体的に今進捗状況、実際は遅れているのでしょうか、ご確認します。

○委員長（小久保かおる君） 佐藤蔵の街課長。

○蔵の街課長（佐藤啓子君） 入札関係は8月にしまして、契約は9月だったのですがすけれども、解体工事が終わらないうちには、実際のところ調査という形に立入りすることができないので、解体工事の繰越しの部分が遅れている部分がどうしても加わったところでございます。その後、概算設計をさせていただいている状態でございます。

○委員長（小久保かおる君） 大浦委員。

○委員（大浦兼政君） すみません。最後に、集客力といいますか、今年度の推移はどのようになっているか、最後お聞かせください。

○委員長（小久保かおる君） 佐藤蔵の街課長。

○蔵の街課長（佐藤啓子君） 今、すみません、手持ち資料ではないのですが、去年の最終的な3月の中で拠点施設の来場者数は8,000人を超えていたような状態でした。今年は、既にもう2月の段階で8,000人を超えて9,000人を超えているので、1万人くらいは3月中にいくのではないのかなというふうに私のほうで想定しております。

○委員長（小久保かおる君） 大浦委員、よろしいですか。

○委員（大浦兼政君） はい。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑は。

福富委員。

○委員（福富善明君） 57ページ、不動産売払収入で1億536万8,000円と書いてあるのですが、この内容について教えていただきたいのですが。

○委員長（小久保かおる君） 清水管財課長。

○管財課長（清水孝之君） お答えいたします。

栃木市内の土地が4件ほど売れまして、東京都の大田区の土地が1件売れてございます。そのほか用途廃止等の土地の払下げ等がございまして、1月末時点で1億3,000万円ほどの売上げが見込めるところでございます。

○委員長（小久保かおる君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 住宅地とか市有地の件について、今後、売払については、見通しはどんな考えをされていますか。

○委員長（小久保かおる君） 清水管財課長。

○管財課長（清水孝之君） 今年度、結構大きな物件が売れたものですから、来年度についてはちょっと反動がございまして、若干減ってくる予定でございます。

○委員長（小久保かおる君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

中島委員。

○委員（中島克訓君） すみません、97ページなのですが、非常備消防費、説明欄を見ますと、消防団員人件費が2,045万8,000円ですか、減額補正なのですが、これはどういうふうなことなのか教えていただきたいと思っております。

○委員長（小久保かおる君） 荒川消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（荒川浩明君） お答えします。

消防団人件費は、上期と下期の2回にわたって支払われております。当初予算の分を半額にしまして、上期の出動分を支払いを行いました。その上期の支払った分の半分です。残りです。これを減額補正とさせていただきます。

○委員長（小久保かおる君） 中島委員。

○委員（中島克訓君） 了解しました。消防団員が減ったとかそういうのには関係なく、出動した分の手当というふうな感じで受け取っていいのですね。

○委員長（小久保かおる君） 荒川消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（荒川浩明君） そのとおりです。出動した手当になります。年額報酬とは、また別のものになります。

○委員（中島克訓君） 了解しました。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 歳入の部分でご質問したいと思います。ページ数は46、47の2款2項1目の自動車重量譲与税が1,750万円ということで増額補正しているわけですが、これ単純に予定より新車の台数が増えたという理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 熊倉財政課長。

○財政課長（熊倉宜和君） お答え申し上げます。

これまでの交付実績を踏まえて増額しているのですが、おっしゃるとおり、この前にどっちかという経済的な復調で盛り上がっていること、それからその前に半導体不足とかそういうのもありましたので、そういったのが改善されてきて戻ってきているのかなという感覚では捉えているようなところで、こういったところで増加しているのかなという形でちょっと捉えています。

○委員長（小久保かおる君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） そうしますと、当初予定より例えば台数的にどれぐらい増えたかというのは把握されていますか。

○委員長（小久保かおる君） 熊倉財政課長。

○財政課長（熊倉宜和君） すみません。台数まではちょっと確認はしていないのですが、もうこういった形で譲与税が上がってきているということは、台数が増えているということになっております。

○委員長（小久保かおる君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） そうしますと、次ページの49ページの環境性能別交付金というのも同じ理由と捉えてよろしいのですね。

○委員長（小久保かおる君） 熊倉財政課長。

○財政課長（熊倉宜和君） 委員おっしゃるとおり、状況的には同じ形になると思います。

○委員長（小久保かおる君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

大浦委員。

○委員（大浦兼政君） 55ページ、総務費県補助金の歌麿を活かしたまちづくり事業の確認ですが、450万円が補助額として認められたということになるのでしょうか。それにより、来年度、大きな事業ができるという意味合いでよろしいのでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 高野地域振興部副部長兼地域政策課長。

○地域振興部副部長兼地域政策課長（高野義宏君） お答えいたします。

すみません。金額的には45万円でございます。90万円のうちの2分の1ということで、こちらは例えば秋まつりとか歌麿を活かしたまちづくりなどに関しまして県のほうからの補助金、分かりやすく言えば補助金が2分の1交付されるというものでございまして、こちら今年度分の事業に関します、いわゆる90万円はもともと一般財源で事業を行う予定だったものを県の補助、県の支出が認められたということで、2分の1歳入補正させていただくというものでございます。今年度分でございます。

○委員長（小久保かおる君） 大浦委員。

○委員（大浦兼政君） 大変失礼いたしました。見間違えてしまいました。一般質問でも述べましたが、来年期待しておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（小久保かおる君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） 59ページで雑入の中で、都内の市有地の借地権譲渡承諾料ということで、これ大田区ということで、先ほど大田区のほうでは売払いということで説明は聞いたのですけれども、これ大田区内のまた別な筆があるということでよろしいのでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 清水管財課長。

○管財課長（清水孝之君） これにつきましては借地権の譲渡の承諾料ということで、これは名義書換料とも呼ばれているのですけれども、借りている人が借地権をほかの第三者に譲渡する際に、地主である栃木市に対して承諾料を払う、そういった金額がこの補正予算額になってくるものでございまして、土地を売った、買ったではなくて、借地権を次の違う人に移したことによって承諾料を地主に払うという、そういう金額のものでございます。

○委員長（小久保かおる君） 森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） そうすると、結局又貸しするような形になるのですか。

○委員長（小久保かおる君） 清水管財課長。

○管財課長（清水孝之君） 又貸しではなくて、借地自体が違う人に替わるわけですから、市とその

新しい借地人の方と契約というか、借地契約を結んでいるような形になっています。

○委員長（小久保かおる君） 森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） そうすると、先ほどの売払いはまた別なところの不動産ということでよろしいのですか。

○委員長（小久保かおる君） 清水管財課長。

○管財課長（清水孝之君） 1件については、借地権を譲渡した後に売買をさせていただいたのが、先ほどの売払い収入にあった一つでございます。もう一件は、別に借地権が違う方に移ったという、そういった金額で頂いているものでございます。

○委員長（小久保かおる君） 森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） ということは、物件自体は、また別な物件ということでよろしいのですか。

○委員長（小久保かおる君） 清水管財課長。

○管財課長（清水孝之君） 先ほど申し上げたように、1件は売る前に着地権を移動して売らせていただいたもので、もう一件は単に借地権が違う人に移ったという、そういった借地権になっています。

○委員長（小久保かおる君） よろしいですか。

○副委員長（森戸雅孝君） 分かりました。了解です。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑はありませんか。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 97ページ、消防団員装備品整備事業費で235万1,000円の減額ということで、先ほど説明で助成金の不採択によるものなことなのですが、これによって装備品を整備するという目的があったかと思うのですが、こういった目的があって、不採択になったことによって今後どうするかご答弁いただきたいと思います。

○委員長（小久保かおる君） 荒川消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（荒川浩明君） この助成を受けて購入するつもりだったのは、消防団の防火衣50着を予定しておりました。この助成が不採択となってしまいましたので、残りました金額により28着のみ購入とさせていただきました。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） そうすると50着で28着ですから、22着足りなかったというところで、それはこの後の令和6年度の予算審議で、防火衣24着でしたっけ、多分計上してあるかと思うのですが、その辺につながってくると理解してよろしいでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 荒川消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（荒川浩明君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（小久保かおる君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） それでは、そこは理解いたしました。

この助成金の申請が不採択になった理由というのは、どういったことでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 荒川消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（荒川浩明君） この助成金は令和4年度も申し込んでおりまして、令和4年度は採択されていまして、あとは県内の競争率等々が厳しくなったのかなというふうに推測しております。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） ほか。

中島委員。

○委員（中島克訓君） すみません、関連なのですが、装備品ということで、防火衣というようなことでお話になったのですけれども、現在、1,000名からの消防団員を栃木市は抱えているわけですが、全団員にこの防火衣というのは支給されているのかどうか、ちょっとお伺いしたいのですが。

○委員長（小久保かおる君） 荒川消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（荒川浩明君） タイプは違うものの、昔ながらのシルバータイプ、現代版に合ったちょっと色のついたタイプ等々タイプの違うものは各分団部に配備しております。すみません、数にあっては、現団員であります967名分あるかはちょっと把握はしておりませんが、災害現状においては消防団員の方が皆様装着しているのは確認していますので、当座足りていることかなとは思っております。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） 中島委員。

○委員（中島克訓君） 火災現場では団員の生命を守る一番大事な道具だと思っておりますので要望としますが、全団員に最新の防火衣が行き渡るようにご努力よろしくお願ひしたいと思っております。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑はありませんか。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 65ページになります。西方総合支所の庁舎管理費、ご説明で何か光熱水費が下がったというような説明を受けたわけですが、350万円、この光熱水費何で下がったのでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 中田西方地域づくり推進課長。

○西方地域づくり推進課長（中田治彦君） 電気料の上限につきましては、なかなか見込むこともちょっと難しいところなのですが、実は令和4年度の10月から電気料、まとめて管財課さんで

契約はしてもらっているところなのですけれども、令和4年度の10月からの契約分でかなり電気料が大幅にアップしたということがありまして、令和5年度の上半期については前年度の約1.24倍の電気料になってしまいました。

下半期を見ると、それが0.93に減額になってしまっているわけです。なので、そこはやっぱり燃料費代が減額したとか、それから政府の補助があったとか、様々な理由がありまして、電気代が下半期は少なくなってしまったと。

あともう一つ、大きな理由としまして、今年の冬、暖冬でエアコンの電気料が大分少なくなったというところがあるのかと思います。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 今のご説明ですと、これそうすると西方総合支所だけに限らず全総合支所に共通するのではないかなと私感じるところなのですけれども、だからちょっと説明がよく分からない。だからそうしますと、最初の、当初の予算の立て方がって思ってしまうのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 中田西方地域づくり推進課長。

○西方地域づくり推進課長（中田治彦君） 予算を見込む時期が、要は電気代が上がってきたところの時期での予算の見込みで、予算の見込みが終わってから暖冬とかの影響で減ってしまったと。

それから、すみません。言いはぐりましたけれども、令和5年12月から管財課さんのほうで契約している電気料の契約会社を変更になりまして、単価が安くなっているところであります。

○委員長（小久保かおる君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） これは減額なのでいいことだと思うのですけれども、そうしましたらそういう単価が安くなったメーカーさんとか、ほかの総合支所にもやっぱり水平展開してもらって、市全体としての減額に努めるべきではないかと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 清水管財課長。

○管財課長（清水孝之君） お答え申し上げます。

管財課のほうで施設関係の電気を一括で契約更新とかしているわけなのですが、1年を通して電気の上がり下がりというのもちよっといろいろ情報等を入手した限りで、今まで東京電力のパワーグリッドという最終保障というところで契約して、電気の料金的には一番高いランクのものを利用させていただいたのですが、同じ東京電力の中のエネルギーパートナーという送配電を請け負う会社があるわけなのですけれども、そこで新たに契約することが分かったものですから、先ほど西方の課長が申し上げたように、違うところ、エネルギーパートナーのほうに契約を変更して、電気料については幾らか抑制するような形にはできたかなというふうに思っております。

○委員（福田裕司君） 分かりました。

○委員長（小久保かおる君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） 65ページでスポーツ少年振興事業費ということで、先ほどのご説明ですとスキー教室の内容変更というようなことでご説明いただいたのですが、その内容変更についてどういうふうに変更されたのかお聞かせください。

○委員長（小久保かおる君） 小林スポーツ課長。

○スポーツ課長（小林博己君） お答えさせていただきます。

この少年スポーツ振興事業のスキーの事業につきましては、例年、会津たかつえスキー場のほうで1泊、2泊で行わせていただいたものが、今年は栃木県内のエーデルワイススキー場の日帰りのような形を取らせていただいたので、かなり減額という形になりました。

○委員長（小久保かおる君） 森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） そうすると、従来の泊まりがけでいったスキー教室が日帰りの教室に変わったというような内容でよろしいのですか。

○委員長（小久保かおる君） 小林スポーツ課長。

○スポーツ課長（小林博己君） そういうことになります。やはりスポーツ課としては、最近、スキーとかスノーボードをやる方が大分少なくなってきたところもあるので、一番取っつきやすいというか、入りやすい日帰りというものをまず優先的にやらせていただきたいということで、日帰りにさせていただきました。

○委員長（小久保かおる君） 森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） そうすると、泊まりがけで行くよりも、今後は日帰りのほうで検討していくという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 小林スポーツ課長。

○スポーツ課長（小林博己君） 市としましては、取りあえず日帰りで、スキーの専門部のほうで宿泊を伴った、そういったようなセミナーをやっていますので、そちらと連携を取らせていただいて、引き続き行っていきたいと思っています。

○副委員長（森戸雅孝君） 了解です。

○委員長（小久保かおる君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第11号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第11号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ち願います。

〔執行部退席〕

◎議案第49号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） 次に、日程第8、議案第49号 令和5年度栃木市一般会計補正予算（第10号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

熊倉財政課長。

○財政課長（熊倉宜和君） ただいまご上程をいただきました議案第49号 令和5年度栃木市一般会計補正予算（第10号）についてご説明いたします。

補正予算書の3ページをお開きください。令和5年度栃木市の一般会計の補正予算（第10号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入予算の補正は、第1条、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、第1表、歳入予算補正によるというものであります。

次に、4ページをお開きください。第1表、歳入予算補正であります。所管関係部分の内容につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に、5ページを御覧ください。歳入補正予算事項別明細書の総括表であります。ここでの説明は省略させていただき、引き続き歳入の所管関係部分について説明をさせていただきますので、6ページ、7ページをお開きください。1段飛びまして19款2項1目1節財政調整基金繰入金は、補正額5,416万5,000円の減額であります。説明欄の財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整のため、基金からの繰入れを減額補正するものであります。

以上をもちまして、令和5年度栃木市一般会計補正予算（第10号）に係る所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。ただいまから歳入の質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第49号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第49号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎陳情第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） 次に、日程第9、陳情第1号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情を議題といたします。

初めに、請願陳情文書表を書記に朗読させます。

佐藤書記。

〔書記朗読〕

○委員長（小久保かおる君） これより審査に入ります。

なお、各委員のご発言の際には陳情の趣旨や、その論点等について、さらには陳情に対する賛否などをご自由にご討議いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。

大浦委員。

○委員（大浦兼政君） すみません。前回参加できなかったものですから、意見を述べさせていただきます。

まず、確認ですが、執行部にも同様の要望書が出ているということは間違いございませんか。そういった意味では、執行部のほうでご対応するのがよろしいかと思えます。議会のほうで取り扱うことはなく、私は不採択という立場でよろしいかと思っております。

○委員長（小久保かおる君） ほかにご発言ございますか。よろしいですか。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 過日、これに関しては意見陳述ということで、陳述の内容を聞いたわけですが、確かにこういう事実があるのかもしれないですけれども、私も市議会議員になって13年、14年目やっているわけですが、栃木市議会の中でそういうのは感じたことございませんし、また何名かの部長さんですとか私もちょっと聞いても、特に無理無理入って、俺は取っていないよという方もいらっしゃいますし、そういうのはあんまり感じないかなというのは本音でございます。

だから一方的な見方をすれば、こういう見方もできると思うのですけれども、大浦委員が言ったように、これは運用の部分で市長にも同じことを言っているということなので、やっぱり職員さんには市長のほうから、そういう管理の部分で、運用の部分で徹底していただければ大丈夫なのかなという感じを持ちまして、不採択ということでお願いしたいと思えます。

○委員長（小久保かおる君） ほかに。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 今、大浦委員、そして福田委員のほうからありましたように、この陳情の項目なのですが、職員に対してアンケートを取るよう行政に働きかけていただきたいということ。私、意見陳述のときに、この陳情者に確認をいたしました。執行部にもこれと同じものが出ているということを確認しておりますので、殊さら栃木市議会のほうで採択をする必要はない、不採択とするべきであると考えております。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） ほかにございますか。

福富委員。

○委員（福富善明君） 誤解される面というか、例えば忙しいときにお話しするとか、そういったものがある場合があるかと思うので、我々もお願いするときに陳情に行って、仕事中にことわらないで急にしゃべったりすることもあるので、そこら辺のところの気遣いというのが必要かと思うのです。この件については、私も不採択にさせていただきます。

○委員長（小久保かおる君） ほかにご発言は。

森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） 私も不採択という立場で意見を述べさせていただきますけれども、先ほど各委員がおっしゃられたように、やはり本市においてはそういった事案も職員からも聞いていないと。問題意識として捉えていないようなことですので、議会としてそれを採択、どうのこうのとい

うことは私としてはいかなものかというふうな思いで、議会としては不採択ということが私の意見でございます。

○委員長（小久保かおる君） 中島委員。

○委員（中島克訓君） 私も不採択でお願いをしたいと思います。既に皆さんがおっしゃっているとおり、執行部の職員側のほうにもこのようなアンケートを取るというようなことを言っていますので、議会のほうが採択するというふうなことでなくてもいいのではないかと思いますので、不採択ということでよろしく願いいたします。

○委員長（小久保かおる君） 今、全員の委員からご意見を頂戴しましたので、ほかにないですよ。

ただいまから陳情第1号について採決いたします。

全員が不採択と言われたので、不採択と決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（小久保かおる君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午前11時21分)